

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和2年12月24日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
I (略)	I (略)	
II 保険料率 [1] ~ [8] (略)	II 保険料率 [1] ~ [8] (略)	
<p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 割増は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 株式約款第2条第1項第4号<u>ただし書き</u>に掲げる場合について特約を付して保険契約を締結する場合の、上記1(1)の基本保険料率に対する割増保険料率は、0.2%とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 株式約款に基づき締結される保険契約において、被保険投資の対象となる株式に質権若しくは譲渡担保が設定される場合、<u>又は株式約款第37条第2項に該当する株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合</u>の保険料率は、上記1の基本保険料率（上記2(1)又は(2)が適用される場合にあつては、2(1)及び(2)のうち該当するすべての割増保険料率を加えた率）に1.10を乗じて得た率とする。ただし、保険金請求時までには質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件とする場合又は当該質権の質権者若しくは譲渡担保権</p>	<p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 割増は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 株式約款第2条第1項第4号<u>ロ</u>に掲げる場合について特約を付して保険契約を締結する場合の、上記1(1)の基本保険料率に対する割増保険料率は、0.2%とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 株式約款に基づき締結される保険契約において、被保険投資の対象となる株式に質権若しくは譲渡担保が設定される場合、<u>別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合又は株式約款第2条第2項に規定する特約の対象となる再投資先企業の株式若しくは当該再投資先企業に対する貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合</u>の保険料率は、上記1の基本保険料率（上記2(1)又は(2)が適用される場合にあつては、2(1)及び(2)のうち該当するすべての割増保険料率</p>	

新	旧	備考
<p>の譲渡担保権者を被保険者とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険が締結されており、当該被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合を除く。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 株式約款にあつては、別表第5の国カテゴリーは、被保険投資の相手方の所在国（以下「投資先国」という。）の国カテゴリーとする。ただし、以下の(1)から(5)に該当する場合は、それぞれ規定された国カテゴリーを適用することとし、以下の(1)から(3)までのうち2つ以上に該当する場合にあつては、そのうち、算出される保険料（プレミアム相当額の損失に係る部分を含む。）が最も高いものを適用することとする。</p> <p>(1) 被保険投資の相手方の事業拠点等（株式約款第2条第3項に規定する特約の対象となるものをいい、再投資先企業の事業拠点等は含まない。以下同じ。）が投資先国以外の国に所在する場合は、保険契約全体について、当該事業拠点等の所在国と投資先国のうちいずれか保険料率の高い方の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) (3)に規定する再投資先企業の事業に係る<u>プレミアム相当額を証券で定める場合</u>にあつては、当該プレミアム相当額に係る部分については、(3)の元本に係る規定を準用する。</p> <p>(5) 株式約款第2条第1項第5号の事由による損失のみをてん補する場合であつて、再投資先企業の事業に係る損失をてん補するときは、元本のうち当該再投資先企業の事業に係る持ち分の部分については投資先国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを、それ以外の部分については投資先国の国カテゴリーをそれぞれ適用することとし、配当金については、投資先国と再投資先国（複数ある場合は、そのうち最も保険料率の高い国）のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>注1：(略)</p>	<p>を加えた率) に1.10を乗じて得た率とする。ただし、保険金請求時までに質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件とする場合又は当該質権の質権者若しくは譲渡担保権の譲渡担保権者を被保険者とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険が締結されており、当該被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合を除く。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 株式約款にあつては、別表第5の国カテゴリーは、被保険投資の相手方の所在国（以下「投資先国」という。）の国カテゴリーとする。ただし、以下の(1)から(5)に該当する場合は、それぞれ規定された国カテゴリーを適用することとし、以下の(1)から(3)までのうち2つ以上に該当する場合にあつては、そのうち、算出される保険料（プレミアム相当額の損失に係る部分を含む。）が最も高いものを適用することとする。</p> <p>(1) 被保険投資の相手方の事業拠点等（株式約款第2条第3項に規定する特約の対象となるものをいい、再投資先企業（<u>被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行う企業をいう。</u>以下同じ。）の事業拠点等は含まない。以下同じ。）が投資先国以外の国に所在する場合は、保険契約全体について、当該事業拠点等の所在国と投資先国のうちいずれか保険料率の高い方の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) (3)に規定する再投資先企業の事業に係る<u>プレミアム相当額の損失について、株式約款第3条第4項に規定する特約を付して保険契約を締結する場合</u>にあつては、当該プレミアム相当額に係る部分については、(3)の元本に係る規定を準用する。</p> <p>(5) 株式約款第2条第1項第5号の事由による損失のみをてん補する場合であつて、再投資先企業の事業に係る損失をてん補するときは、元本のうち当該再投資先企業の事業に係る持ち分の部分については投資先国と再投資先国のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを、それ以外の部分については投資先国の国カテゴリーをそれぞれ適用することとし、配当金については、投資先国と再投資先国（複数ある場合は、そのうち最も保険料率の高い国）のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>注1：(略)</p>	

新	旧	備考
<p>注2：再投資先企業の事業に係る持ち分とは、再投資先企業の株式及び再投資先企業向け貸付金債権に係る被保険者の持ち分をいう。</p> <p>5 (略)</p>	<p>注2：<u>主要な事業資産等とは、事業の遂行上重要な資産等をいい、再投資先企業への出資を通じて間接的に所有するものを含む。なお、株式約款第2条第1項第4号の事由にあっては「重要資産等」をいうものとする。</u></p> <p>注3：再投資先企業の事業に係る持ち分とは、再投資先企業の株式及び再投資先企業向け貸付金債権に係る被保険者の持ち分をいう。</p> <p>5 (略)</p>	
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記1に規定する係数表における国カテゴリー</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、劣後ローン特約を付して保険契約を締結する場合の国カテゴリーは、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）、事業を行った国又は<u>主要な事業資産等</u>の存在する国が異なるときは、これらのうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国、事業を行った国又は<u>主要な事業資産等</u>の存在する国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。</p> <p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率（次の(2)が適用される場合にあつては、(2)において計算された率）に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関</p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記1に規定する係数表における国カテゴリー</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、劣後ローン特約を付して保険契約を締結する場合の国カテゴリーは、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）、事業を行った国又は<u>重要資産等</u>の存在する国が異なるときは、これらのうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国、事業を行った国又は<u>重要資産等</u>の存在する国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。</p> <p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率（次の(2)が適用される場合にあつては、(2)において計算された率）に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関</p>	

新	旧	備考
<p>して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該海外事業資金貸付の相手方が<u>主要な事業資産等</u>を外国政府等による当該契約の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加えた率とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 上記1(6)に該当する保険契約において、海外事業資金貸付金債権等若しくは借入金等に係る債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合、<u>又は海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者が保有し、かつ劣後ローン特約第一章及び第二章の各第11条第1項のいずれかに該当する再投資先企業の株式若しくは当該再投資先企業に対する貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合の割増係数は1.10とする。</u>ただし、保険金請求時までに質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件とする場合又は当該質権の質権者若しくは譲渡担保権の譲渡担保権者を被保険者とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険が締結されており、当該被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合を除く。</p> <p>4 (略)</p>	<p>して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該海外事業資金貸付の相手方が<u>重要資産等</u>を外国政府等による当該契約の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加えた率とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 上記1(6)に該当する保険契約において、海外事業資金貸付金債権等若しくは借入金等に係る債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合、<u>別に付した特約において重要資産等を含めた株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合又は別に付した特約においててん補対象を含めた海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者の事業に係る再投資先企業の株式若しくは当該再投資先企業に対する貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合の割増係数は1.10とする。</u>ただし、保険金請求時までに質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件とする場合又は当該質権の質権者若しくは譲渡担保権の譲渡担保権者を被保険者とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険が締結されており、当該被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合を除く。</p> <p>4 (略)</p>	
<p>Ⅲ (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和3年1月18日から実施する。</u></p>	<p>Ⅲ (略)</p>	
<p>別表第1～別表第6 (略)</p>	<p>別表第1～別表第6 (略)</p>	